

那覇市公報

第 1 5 7 2 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市児童手当の認定及び支給に関する規則の一部を改正する規則
（子育て応援課）…………… 212

◇告 示◇

- 市道路線の供用開始に関する告示（道路管理課）…………… 213
- 那覇市発注予定（工事）の公表について（契約検査課）…………… 215
- 平成24年度那覇市介護保険事業特別会計予算（ちゃーがんじゅう課）…………… 215

◇公 告◇

- 新庁舎ネットワークシステム構築保守に関する提案依頼について
（情報政策課）…………… 217
- 随意契約の公表について（クリーン推進課）…………… 218

◇選挙管理委員会告示◇

- 選挙人名簿の縦覧場所について…………… 219
- 在外選挙人名簿の縦覧場所について…………… 219
- 沖縄県議会議員選挙に伴う選挙人名簿の縦覧場所について…………… 220

規 則

那覇市規則第33号

平成24年5月15日

那覇市児童手当の認定及び支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市児童手当の認定及び支給に関する規則の一部を改正する規則

那覇市児童手当の認定及び支給に関する規則(昭和54年那覇市規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)に基づく児童手当(法附則第6条第1項に規定する給付を含む。以下同じ。)の認定及び支給に関して、法、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)及び児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)に基づく児童手当(法附則第2条第1項に規定する給付を含む。以下同じ。)の認定及び支給に関して、法、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)及び児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 14 号

平成 24 年 4 月 3 日

掲 示 済

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、市道の路線を次のように供用開始する。

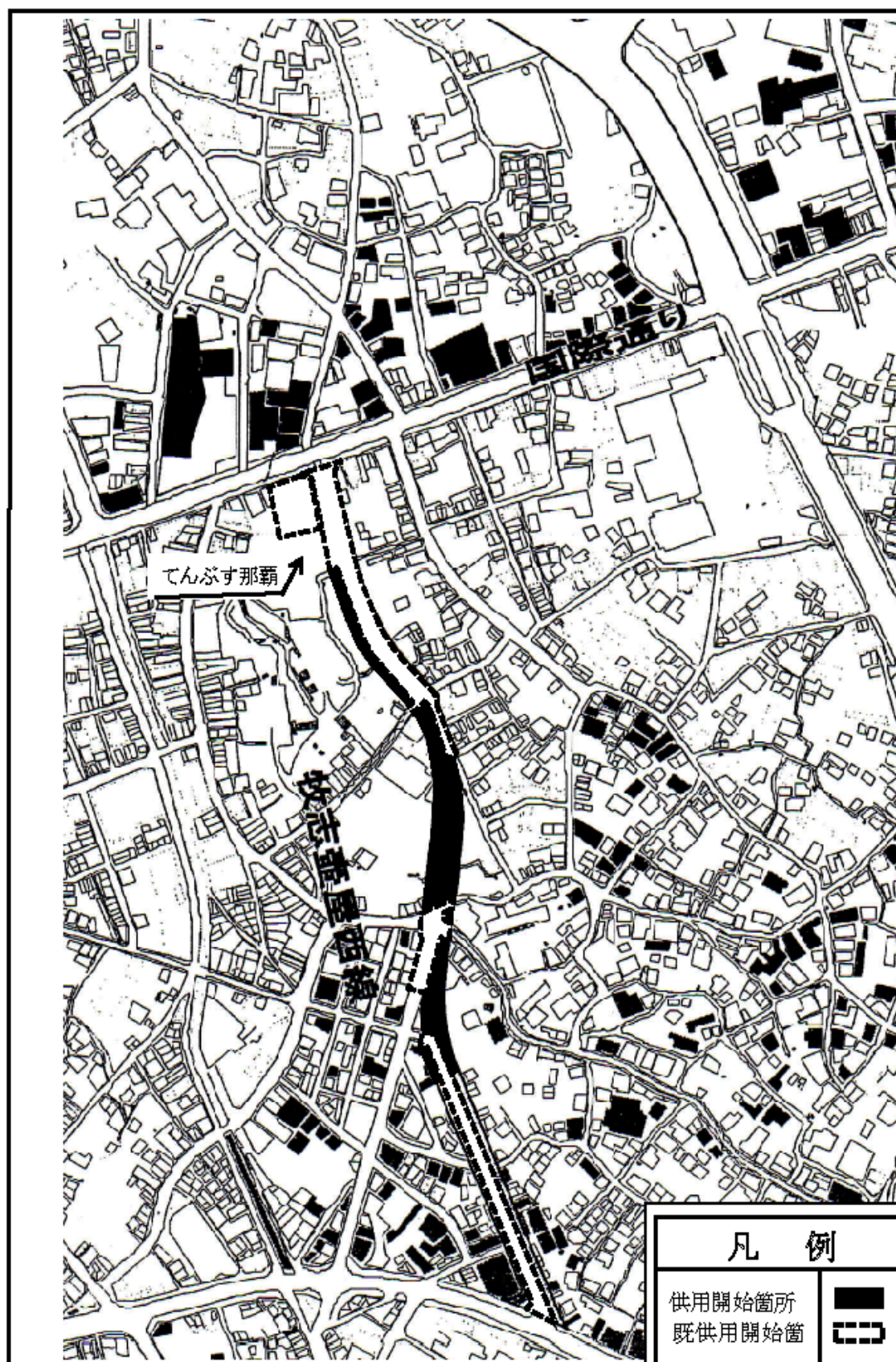
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	延長 m	幅員 m	備 考
2363	牧志壺屋西線	牧志 3 丁目 116-22 壺屋 1 丁目 50-29	390	14.0	一部区間

市道路線の供用開始(参考図)



那 覇 市 告 示 第 32 号

平成 24 年 5 月 1 日

掲 示 済

那覇市発注予定（工事）の公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 7 条第 1 項及び同法施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、「平成 24 年度執行予定建設工事公表リスト」を公衆の閲覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 公表リストの名称
平成 24 年度執行予定建設工事公表リスト
- 2 公表の事項
 - （1）件名
 - （2）予定期間
 - （3）業種
 - （4）概要
 - （5）入札・契約方法
 - （6）時期
- 3 公表の期間
平成 24 年 5 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
- 4 閲覧の場所
都市計画部契約検査課窓口及び市政情報センター並びに那覇市役所公式ホームページ

那 覇 市 告 示 第 39 号

平成 24 年 5 月 15 日

平成 24 年（2012 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 24 年度那覇市介護保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成24年度那覇市介護保険事業特別会計予算

平成24年度那覇市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,354,282 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介護保険料		千円 3,724,605
	1 介護保険料	3,724,605
2 使用料及び手数料		934
	1 手数料	934
3 国庫支出金		4,936,412
	1 国庫負担金	3,484,096
	2 国庫補助金	1,452,316
4 支払基金交付金		5,553,754
	1 支払基金交付金	5,553,754
5 県支出金		2,994,167
	1 県負担金	2,690,099
	2 財政安定化基金支出金	200,527
	3 県補助金	103,541
6 財産収入		111
	1 財産運用収入	111
7 繰入金		3,004,821
	1 他会計繰入金	2,937,979
	2 基金繰入金	66,842
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		4,389
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 雑入	4,387
10 市債		1
	1 市債	1
11 サービス収入		135,087
	1 予防給付費収入	135,087
歳 入 合 計		20,354,282

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 481,950
	1 総務管理費	219,943
	2 徴収費	29,175
	3 介護認定審査会費	232,832

2 保険給付費		18,997,523
	1 介護サービス等諸費	17,587,905
	2 介護予防サービス等諸費	1,383,649
	3 その他諸費	25,969
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		258,450
	1 基金積立金	258,450
5 地域支援事業費		610,306
	1 介護予防事業費	153,406
	2 包括的支援事業・任意事業費	456,900
6 諸支出金		6,052
	1 償還金及び還付加算金	6,051
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		20,354,282

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
地域包括支援センター支援システム等導入事業	平成24年度から平成29年度まで	55,350

公 告

那覇市公告第 15 号

平成 24 年 4 月 24 日

掲 示 済

新庁舎ネットワークシステム構築保守業務についての提案依頼を実施するので、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 件 名 「新庁舎ネットワークシステム構築保守」に関する提案依頼
- 2 依頼内容 提案書、機能説明書、基本仕様確認証明書、見積書等の提出
- 3 提出期限 平成 24 年 5 月 25 日（金）17 時
- 4 問合せ先 那覇市 企画財務部 情報政策課 担当 比屋根・上原
TEL:098-861-5044 FAX:098-862-0619
E-Mail: M-JYOH0001@neo.city.naha.okinawa.jp
- 5 詳細内容 基本仕様書や提出資料等の詳細につきましては、那覇市公式ホームページをご確認ください。

那覇市公告第 28 号

平成 24 年 5 月 15 日

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

契約を締結する前

契約内容（役務の名称及び数量）	平成 24 年度クリーン推進課敷地内除草等環境美化業務委託
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に 規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 本市と契約実績あり、且つ当該履行状況が良好であること。
申請方法	1 見積書提出（期限：平成 24 年 5 月 25 日）
契約担当課	環境部クリーン推進課 （889-3567）

* 詳細は契約担当課までお問い合わせください。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第2号

平成 24 年 5 月 15 日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成24年6月3日から同年6月7日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
 那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第3号

平成 24 年 5 月 15 日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成24年6月3日から同年6月7日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
 那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第4号

平 成 2 4 年 5 月 1 5 日

沖縄県議会議員選挙に伴う選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成24年6月1日（金）に縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
 那覇市選挙管理委員会事務局